

## 介護老人保健施設あおみ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する介護老人保健施設あおみ（以下「施設」という）が実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 短期入所療養施設（介護予防短期入所療養施設）は、要支援又は要介護状態及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承をえることとする。

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設あおみ

(2) 所在地 愛知県安城市安城町東広畔28番地

(3) 電話番号 (0566) 75-8460 FAX (0566) 75-8304

(職員の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者 1名 (常勤：専従医師と兼任)

(2) 従業者

別に定める介護老人保健施設あおみ運営規程第5条の(2)～(9)に定める職種及び員数のとおりとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。

(2) 従業者は、別に定める介護老人保健施設あおみ運営規程第6条の(2)～(9)に定める職務内容のとおりにする。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員は利用者が申込をしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のサービス内容)

第8条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

2 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の人員体制とする。

3 リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける

(2) 短期入所における滞在費として個室利用の場合は1日につき、1,700円、多床室利用の場合は1日につき430円を徴収する。また、食費として朝食460円、昼食670円、夕食620円を徴収する。但し、介護保険負担限度額認定を受けている方の場合はその認定証に記載された金額を徴収する

(3) 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする

(4) 第10条の通常の送迎の実施地域を越えて行う短期入所療養介護に要した送迎の費

用については徴収しない。

2 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用次の額を徴収する。

個室 10室 770円(税込)／日 二人室 1室 440円(税込)／日

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、安城市とする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを基にその発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するに当たっての留意事項を重要事項説明書のとおりとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処す計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる（事業所管理者とは別に定める事も可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる（名前を列記しても可）
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第16条 職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護を遵守し、業務上の指示命令に従い、コンプライアンスを意識して自己の業務に専念する。サービスに当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること

（職員の質の確保）

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める愛知県厚生農業協同組合連合会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻りの設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後において

も正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(運営に関する重要事項)

第22条 当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、また介護事故の発生又は再発することを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 2 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- 3 当施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順(※)に沿った対応を行う。

(※) 感染性胃腸炎の集団発生を受けて発出した平成17年2月22日通知の内容等を参考に規定

- 5 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、医療事故防止マニュアルを基に介護・医療事故防止に努める。また、介護事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- 6 介護事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行う。
- 7 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本規程に定めない運営に関する重要事項については、愛知県厚生農業協同組合連合会の代表理事理事長が定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和6年8月1日より改正する。

平成 14 年 5 月 20 日制定  
平成 14 年 7 月 1 日改正  
平成 14 年 8 月 1 日改正  
平成 14 年 10 月 1 日改正  
平成 15 年 1 月 1 日改正  
平成 15 年 2 月 1 日改正  
平成 15 年 4 月 1 日改正  
平成 15 年 6 月 1 日改正  
平成 15 年 7 月 1 日改正  
平成 15 年 8 月 1 日改正  
平成 19 年 6 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 1 日改正  
令和元年 10 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 9 月 1 日改正  
平成 15 年 10 月 1 日改正  
平成 15 年 11 月 1 日改正  
平成 16 年 1 月 1 日改正  
平成 16 年 4 月 1 日改正  
平成 16 年 5 月 1 日改正  
平成 16 年 6 月 1 日改正  
平成 16 年 7 月 1 日改正  
平成 16 年 8 月 1 日改正  
平成 16 年 10 月 1 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 8 月 1 日改正

平成 16 年 12 月 1 日改正  
平成 17 年 2 月 1 日改正  
平成 17 年 3 月 1 日改正  
平成 17 年 4 月 1 日改正  
平成 17 年 5 月 1 日改正  
平成 17 年 6 月 1 日改正  
平成 17 年 10 月 1 日改正  
平成 17 年 6 月 1 日改正  
平成 17 年 10 月 1 日改正  
平成 19 年 4 月 1 日改正  
平成 25 年 6 月 1 日改正  
平成 27 年 11 月 1 日改正  
令和 5 年 6 月 1 日改正